備　考

Remarks

1～4　（略）

5　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

Signature can be omitted if the notifier fills out the name on his／her own.

（三）医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の場合

（略）

（削る）

（略）

備　考

1～3　（略）

4　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

（四）医療機器又は体外診断用医薬品の医療機器等外国製造業者の登録の場合

（略）

（削る）

（略）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の２の４第１項の規定により動物用医療機器（体外診断用医薬品）の医療機器等外国製造業者の登録を受けたいので、下記により申請します。

I hereby apply for the registration of the foreign animal medical device (in vitro diagnostic) manufacturer pursuant to Article 23-2-4, Paragraph 1 of the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Pharmaceuticals, Medical Devices, Regenerative and Cellular Therapy Products, Gene Therapy Products, and Cosmetics indicated following.

（略）

備　考

Remarks

1～3　（略）

4　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

Signature can be omitted if the notifier fills out the name on his／her own.

（五）再生医療等製品の製造業の許可の場合

（略）

備　考

Remarks

1～4　（略）

（新設）

（三）医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の場合

（略）

収入印紙（消印をしないこと）

（略）

備　考

1～3　（略）

（新設）

（四）医療機器又は体外診断用医薬品の医療機器等外国製造業者の登録の場合

（略）

収入印紙（消印をしないこと）

（略）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の２の４第１項の規定により動物用医療機器（体外診断用医薬品）の医療機器等外国製造業者の登録を受けたいので、下記により申請します。

I hereby apply for the registration of the foreign animal medical device (in vitro diagnostic) manufacturer pursuant to Article 23-2-4, Paragraph 1 of the Pharmaceuticals, Medical Devices, Regenerative and Cellular Therapy Products, Gene Therapy Products, and Cosmetics indicated following.

（略）

備　考

Remarks

1～3　（略）

（新設）

（五）再生医療等製品の製造業の許可の場合

（略）